

題を取り組み、道徳原理によって導かなければなりません。あなたの経済学は「実践の下僕」であると同時に「倫理学の侍女」の典型であります。あなたのようなタイプの経済学者は稀有で、とても簡単に真似したりすることはできません。それでも、あなた自身の言葉で、私たちに対する励ましのメッセージを頂けませんか。」

セン教授には『倫理学と経済学』(1987年)という書物があります。この書物は、経済学と倫理学との間には、「宝の山」のように面白い問題が無尽蔵にあることを示したものと言ってよいでしょう。

この対話のエピローグとしての私の問い合わせに対し

て、セン教授は冒頭での感懐と同じように、学問研究は孤立的に行われるものではなく、研究者間の問題設定・分析・展開・批判を通ずる相互の交流こそが重要であることを重ねて強調しました。交流を通じてこそ学問が進歩すると同時に、研究が楽しいものになるというのです。学問研究は普遍的な共同作業であり、そこへの参加はオープンに開かれており、お互いの切磋琢磨が学者としてのfunctioningsの向上をもたらすというわけでしょう。私はこのような当たり前の言葉の中に、学問研究における共同体と卓越との関係を見出したような思いがしました。

【報告2】

再分配と福祉国家の公共経済学

ノルウェー経済経営大学教授 アグナー・サンドモ¹⁾
(後藤玲子・和田美希子訳)

要旨

この論文では、なぜ政府は、例えばスカンディナビア諸国において見られる様に、大規模な再分配に取り組むべきなのかという議論について広く展望するものである。政府予算に基づく再分配に関する公的なデータは、その規模を誇張する傾向にある。実際には再分配の多くは個人内での所得平準化、すなわち私的な貯蓄や保険の代替という性格をもつ。そのような貯蓄や保険の社会化を支持する根拠は、市場の失敗が存在することに求められるだろう。他方、異なる個人間での再分配は効率性と公平性とのトレードオフの算定に基づいて実行されなければならない。所得平等化の最適な度合いは税制度の効率性費用に依存して決定されるだろう。

1 はじめに

我々は、所得の平等化にどこまで立ち入るべきだろうか。これは多分、平等主義的価値観に関心を持つ政策立案者ならば誰でも直面する根本的な問題であろう。熱烈な平等主義者は完全な平等に向かうあらゆる方策を推し進めることこそが正しいと論じるかもしれない。しかし大部分の人々はそのような政策が恐らくは経済的誘因に対し強く逆の影響をもたらし、その逆の影響が再分配政策のブレーキとして働く筈であることを認めるだろう。それでは我々は、どこまで倫理学的に、そしてどこまで経済学的にこの問題に対処すべきであろうか。私は、私自身もまた同僚の経済学の研究者も、この問い合わせに対する正確な答えを認識しているのではないことを強調しておきたい。だが、福祉国家の再分配計画への定評と政策的な支持が多く存在することをも記しておこう。このことは政

党の綱領や世論調査などによって明らかにされている。このような支持を事実として、以下の私の分析は、再分配政策とこれに関連する他の公的政策の目標について体系的に考察することを試みるものである。ところで、私は一般的な視点を例示する際に、倫理学・哲学的見解に派生する諸定式を用いることがあるが、いかなる特定の倫理学や哲学にも依拠するものではないことを予め断っておきたい。

さて、以上のような問題意識に基づいて、所得平等化の方向にどの程度進めるのが妥当であるかという問題について考察しよう。そのために、まず、福祉国家が行う再分配の役割および社会保険の提供に関する整合的見解を導出するうえで、有益と思われる経済理論をいくつか検討したい。

福祉国家の役割とは何であるか、これは数年でわたり活発な議論が交わされている主題であり、簡単に、安定した見解に至るような問題ではない。

アーサー・オーケン(1975)による著名な本の表題、『平等か効率か：重大なトレードオフ(Equality or Efficiency : The Big Tradeoff)』は、平等化の推進はGNPやGDP成長率の減少など効率性の犠牲を伴わざるをえないという広く定着した考えを要約したものといえるだろう。しかし、全ての経済学者がこのように考えに同意している訳ではない。例えば、ニコラス・バー(1987)は、福祉国家は、私的部門における根本的な市場の失敗を克服するための手段として解釈されることを強調している。彼らの展望をもとに、はたして福祉国家の政策すべてが平等と効率との間のトレードオフを必然的に伴うものであるのか、という問いを考察してみたい。

2 どの程度の再配分が成されているか

私は、例えば私が最もよく知るスカンディナビア諸国における福祉国家政策が、実際に再分配をかなり達成しているという見解について反論するつもりはない。年間データを用いて要素所得と可処分所得の分布を示すローレンツ曲線を算出すると、一般に図1で示されるような形状をとる。要素所得を表すローレンツ曲線は、可処分所得を表

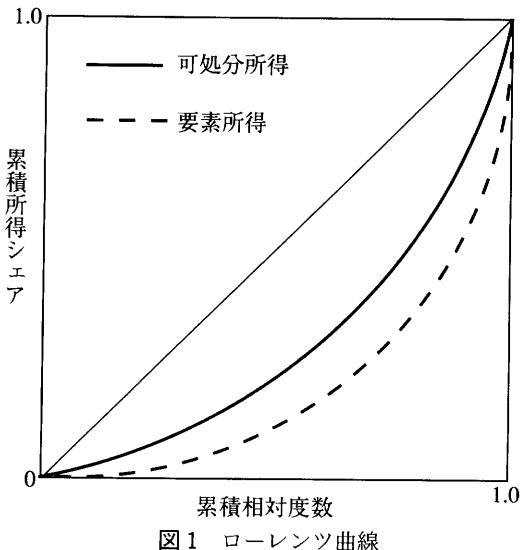


図1 ローレンツ曲線

す曲線よりも下方に位置している。特にスウェーデンに関しては、例えばフリッツェル(1991)が実証したように、要素所得の曲線は実際に相当下方に位置している。フリッツェルは、1980年のジニ係数は、可処分所得の大きさが要素所得の僅か半分であったことを示し、両者の差を再分配効果として説明している。

私は、そのような差は、はたして福祉国家の達成する再分配を正確に測るものであるのかという点を議論することから分析を始めたいと思う。このことは、フリッツェルや他の学者の研究の価値を低めることを意味するものではない。実証的研究は、どのデータが入手可能であるかによって必然的に制約を受けてしまう。だからこそ、私は観測不可能なデータにも関心を持つべきであることを論じてゆきたいのである。

労働所得の再分配についてのデータを想定することから始めよう。これは勿論、大変な不平等を示すであろう。実際に労働力人口に含まれる人々の間で、所得分配にかなりの不平等があるばかりでなく、より重要なことは、全く働かない人々が数多く(ほぼ全人口の半分)存在することである。全く働かない集団というのは、子供や教育を受けている青少年、老人、病人や障害を持った人を含む。また、例えば幼い子供を持つ母親のように、

自発的に働かないことを選択しているような人々をも含む。

労働所得を全く持たない相当数の人々が、なぜ、それでも適度な生活水準に在るのかという問い合わせに対する答えは、福祉国家が彼らのために所得の再分配を行っているということだけではない。例えば、ある人々は資産所得によって生活している。また、消費は現在所得のみによって決定されるのではなく、過去や未来の所得によっても決定されるが、生涯所得の再分配に関する研究は、年間所得の不平等よりも生涯所得の不平等の方が小さいことをはっきりと示している。このことは、リンクベック(1983)の実証分析からも明らかである。さらなる答えは、家族や友人の自発的意思によって扶養されている人々もいるということである。

さらに一般的なレベルで見ると、我々が不平等に関心をもつとしたら、真の問題は、所得の再分配ではなく生活水準(standard of living)の再分配にあることは明らかであろう。ところが、生活水準は実証的操作が容易な概念ではない。それは私的財の消費量だけでなく、公共財(国家安全、物質的文化的環境)の供給量や、公的に供給される私的財、例えば健康や教育などにも明らかに依存するからである。それはまた、他者とりわけ家族から受ける自発的な移転の額にも依存しているからである。以下で私は、私的財の消費の問題に焦点を絞りたい。そして、私的消費データでは捉えられない生活水準の項目について、少々言及することから始めよう。

ある種の財やサービスの公的供給は、所得にはあまり依存しないかたちで、生活水準の再分配に寄与するであろう。実際には、ある種の公的サービスに対する機会と所得との間には正の対応関係が存在するかもしれないが、それでもなお、公的サービスの価値は労働所得の価値よりも、より平等に分配されていると想定して差し支えないようと思われる。

ところでこのような観点からは、スウェーデン——高度に発展した福祉国家の適例であるが——は他の大部分の国よりも、公共財、私的財とともにより多くの公的供給を行っているので、所得の平

等化はさほど重要にはならないはずである。しかし事実は、国際間で実際に比較可能である範囲において、スウェーデンでは他のOECD諸国よりも所得の再分配がより多くなされている。ここでは一般的に、不平等に関する研究は公共支出の再分配的効果をも考慮に入れる必要があるという点を指摘する一方で、スウェーデンに関するこのような問題を今後の研究課題として残しておきたい。

要素所得の分配は、大体においては観察可能である。さてここで、もし公的部門が再分配を行わないとしたら、個人所得あるいは個人消費の再分配はどのようになるかについても観察可能であると仮定しよう。実際には観察不可能であるが、かなり適切に推測することが可能である。まず、労働所得のない老人たちは、彼らの貯蓄で生計を立てるであろう。大学生の若者たちは、私的なローンで生活するだろう。障害を持った人々は、疾病保険によって供給された収入で生活するだろう。以上の全てのグループにおいて、我々はさらに相当額の私的再分配を観察するだろう。その一部は慈善によって、また一部は、家庭内の移転によって成されるであろう。従って、このような仮定の下では、老人や障害を持った人々は、現状よりも高い程度で彼らの家族と共に生活をし、学生たちが必要とする費用は、彼らの両親によってより一層支払われることになりそうである²⁾。要するに、消費の市場的配分、すなわち生活水準の私的部分に関しては、労働所得の分配よりも相当に不平等が小さくなることが推測される。

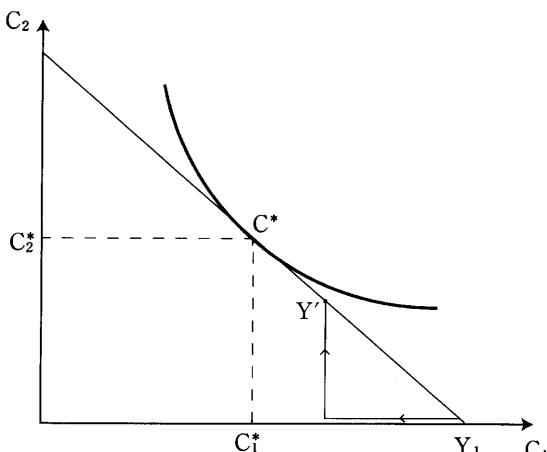
ところで、私的再分配と公的再分配とは、別種のものであることに注意しなければならない。人々が自身の老後のために貯蓄をしたり就労不能に備えた保険に加入する時、彼らは個人内再分配(intrapersonal redistribution)、すなわち所得平準化(income smoothing)を行っているのである。すなわち、人々は彼ら自身の人生における異なる期間の間で、あるいは異なる自然状態³⁾の間で所得を移転しているのである。一方で、富める者から貧しい者への所得の移転は、個人間再分配(interpersonal redistribution)として特徴付けられる。後者は、我々が再分配について語る時に通

常、頭に思い描くものであるが、実際には、福祉国家における再分配の多くは前者の再分配である点に留意することは重要である。老齢年金のケースでは、労働に費やされた歳月に対して支払われたプレミアムの現在価値を算出し、それを便益の実際の価値と比較することができる。殊に、スカンディナビア諸国で採用されているような普遍的制度の下では、そのようにして得られた差は老齢年金制度に対する再分配の範囲を示すだろうが、それはまた、前者の現在価値がかなりの部分を占めることをも示すであろう⁴⁾。

福祉国家における再分配効果の正確な査定を行うためには、実際に観察可能な要素所得の再分配ではなく、仮に国家が再分配に取り組んでいないとしたらという想定のもとで得られる消費の再分

配に注目すべきである。そのような消費の再分配は実際には観察できないとしても、(そのような想定をすることによって、現在の測定が) 再分配効果を(実態よりも) はるかに低く見積もっていることが理解されるだろう。大切なことは、公的再分配は個人内の所得平準化や自発的移転を閉め出す傾向にあるということだ。後者については後に議論することにして、前者(個人内の所得平準化を閉め出す傾向)の例について図2で示そう。個人は2期間生存して消費を行い、第1期には労働をし、第2期には退職しているものとする。この個人の第1期の所得は Y_1 であり、政府による年金計画が全く存在しない場合には、個人は個人が望む生涯消費プロファイルである $C^* = (C_1^*, C_2^*)$ を達成可能にするよう貯蓄を決定する。ここで、個人が第1期にある額の寄与を行い、第2期に年金として戻ってくるような年金政策を導入するものと仮定しよう。もし、年金政策が公平であるならば、この政策により個人の当初の所得を表す点は、可処分所得に換算して Y' に移行する。注目すべきは、この場合の年金は、個人の生涯所得の現在価値を変化させない点である。従って、個人が好む消費プロファイルは依然として同じである。変化するものはその個人の私的な貯蓄額であり、それは公的年金のプレミアムの正確な額に応じて減少する。(もし、プレミアムの額が充分に高いならば、この点をも考慮して個人は私的な貯蓄額を減少させるだろう。この場合、個人は将来、彼に支給される年金を借用していることになり、このことは、資本市場の性質にいくらかの問題を呈することになるが、ここではその問題に立ち入らないことにする。)

次に、同一の選好と生涯所得を持つ2人の個人に関して、同時に観察可能であると仮定しよう。ただし、第1個人に関しては第1期の生活(若年期)のみを、第2個人に関しては第2期(老齢期)のみを観察できるものとする。労働市場の不平等に関する研究は、賃労働市場の不平等が非常に大きいことを示唆するであろう。というのも、第1個人が賃金の全てを獲得するからだ。これに対し、消費に関しては、第2個人(老齢期)の消費は彼



この図は、2時点における最適消費プロファイルの一個人の判断水準を示している。個人は第1期には実際に仕事をしており所得を得ているが、第2期には退職をし所得を得ていない。第2期に備え、第1期で貯蓄を行うが、政府による移転がない場合には Y_1 の所得と C_1^* の差を貯蓄に回し、累積された貯蓄と利息分を第2期における自分の生計のためのお金として使う。仮に数理統計的な理論に基づいて政府が公的年金制度を導入し、個人が所得の一部を Y_1 から伸びている矢印に沿って貯蓄をすると、 $Y_1 C_1^*$ から $Y' C_1^*$ に貯蓄額が変化してゆく。これによって個人の最適消費水準が影響を受けることはない。生涯所得の現在価値は以前と同じだが、個人の自発的貯蓄額が変化する。というのも、自分が貯蓄するお金が年金の保険料にとってかわられる分だけ、貯蓄私的所得が減少するからである。

図2 公的年金は私的貯蓄を閉め出す

の年金額と一致しており、若年期にある第1個人の収入が年金への寄与によって減らされているために、不平等の度合いは小さい。ここでは、図2で描かれているように、2人とも、生涯消費の平準化に対する強い選好があるので、2人の消費量はほぼ等しいものとなる。結局のところ、この仮定の場合では、年金政策が無くとも2個人間の消費の分配は正確に等しいものとなるから、年金政策によって不平等の大きさが変えられることはないであろう。

上記のような考察から、再分配に関するデータは細心の注意を払って分析されなければならないと結論付けられる。福祉国家が多くの再分配を達成していることには疑いの余地が無いが、その再分配の大部分が、我々がここでいう個人内再分配であることもまた明白である。所得の個人間再分配は、実際には、統計学に基づく表層的な調査よりも小さい額となるであろう。続いて私は、このような2種類の再分配の意味に関して順次、考察していきたい。

3 個人内再分配に対する政府介入

なぜ政府は個人内再分配（所得平準化）に関与するのであろうか。図2は、生活水準の再分配は政策から独立であるので、政府が関与すべき理由が存在しない場合を示していた。この例は、政府の関与すべき理由が存在しない現実の保険市場の議論へと広げることができる。しかしながら、このような議論は幾つかの非常に強い仮定に基づいている点に留意しつつ、注意深く検討されなければならない。

基本的な仮定は市場が完全であることである。完全であるとは、個々人が、彼らの生活水準に影響を与える危険事象に対して望むだけの保障範囲を獲得できるような、完備された保険市場が存在することのみならず、通常の借り入れと貸し付けに関する完全な資本市場が存在することも意味している。彼らの生活水準に影響を与える危険事象としては、疾病や身体障害、失業などが挙げられるであろう。アロー（1953）やドブリュー（1959）によって研究された一般競争均衡モデル

においては、競争均衡はパレート最適という特性をもつので、合理的な再分配政策は、個人間再分配的なものに限られると考えられている。

しかし、アロードブリューモデルは非常に特別なケースである。例えば、完備された保険市場という前提を考察してみよう。最近の論文では、モラルハザードや逆選択といった非対称情報によってもたらされる問題に多くの注意が向けられている。まずモラルハザードとは、被保険者の行動が保険によって影響を受ける時に起こるものである。自動車保険によって運転手が注意を怠るようになったり、失業保険によって人々が自分の職に固執することを望まなくなりたり、疾病保険によって人々は慎重な生活態度を崩すことなどが考えられている。他方、逆選択とは、アカロフ（1970）によって広く知られるようになった問題である。たとえ個々人が異なる危険発生率をもつとしても、保険会社が全人口の平均的な危険度や大集団の危険特性しか知ることができなければ、高い危険の持ち主が低い危険の持ち主を追い出し、その結果、該当する危険事象に関する保険市場は全て消滅してしまうことになりかねない。このような例は容易に観察される。失業保険は解雇される危険の高い人々にとって殊に魅力的であろうし、片親になることへの保険は、片親になりそうな危険が特段に高い生活様式を持つ人々を惹きつけるであろう。

私的な保険市場を失敗させるこれらの原因については、従来、広く論じられており、現在では既に充分に理解されている。強制的に全社会構成員に課されるという意味での社会保険が、逆選択問題については克服しえるもの、モラルハザード問題については克服しえないという考え方も一般的に受容されている。市場の失敗を引き起す主要な原因は、保険が社会化された場合にまで持ち越し、社会保険の適用範囲の拡大と関連して発生するインセンティブ問題は、このような制度の最も重大な潜在的費用となるであろう。

ところで、アトキンソン（1991）が指摘しているように、現代産業社会の労働市場に関する考察なくして社会保障制度の発展を理解することは困難である。現代産業社会の発展の結果として、さ

らには特殊教育や職場内教育を通じて人的資本に多量の投資を行ってきた結果として、労働者はより一層専門化しつつある。ところが、このような投資は私的市場を通じては容易に分散し得ない投資であり、人々の自発性を頼みに、モラルハザードと逆選択の問題を防ぐことは依然として困難である。社会保障制度はこれらの問題に対する保護を提供し、累進課税制度もまた所得変動の危険を国家的に共有するための保険装置の一部とみなされるかもしれない。ヴァリアン(1980)を参照されたい。

市場の失敗を論拠として社会保険を正当化する議論は、上記の文献をはじめとして広くなされてきた。しかし、社会保障の厚生経済学において、さらには福祉国家の発展に関する実証的研究において、より多くの注意を要する論点が他にも存在する。ここでは、3つの論点について簡単に言及しておこう。

第一に、フリーライダーの問題が存在する。自分は社会からある水準の平等と貧困からの保護とを約束されていると認識する個人は、仮に、全ての貯蓄や保険が私的で自発的なものであるとしても、何らかの選別的な社会的扶助計画によって、社会が自分の面倒を見てくれるだろうという見込みをもち、自分自身で備える努力を怠るかもしれない。社会的扶助計画は、国税収入によって調達されなければならないが、フリーライダーたちにとってはかなりの便益が生ずるだろう。社会保険制度への強制加入をもってしても、充分な貯蓄や保険補償額を持たないある個人は福祉(社会的扶助)制度を利用することが可能であるので、社会保険制度の存在がフリーライダーの問題を、かなり軽減するとしても、完全に解決するわけではないことが理解される。

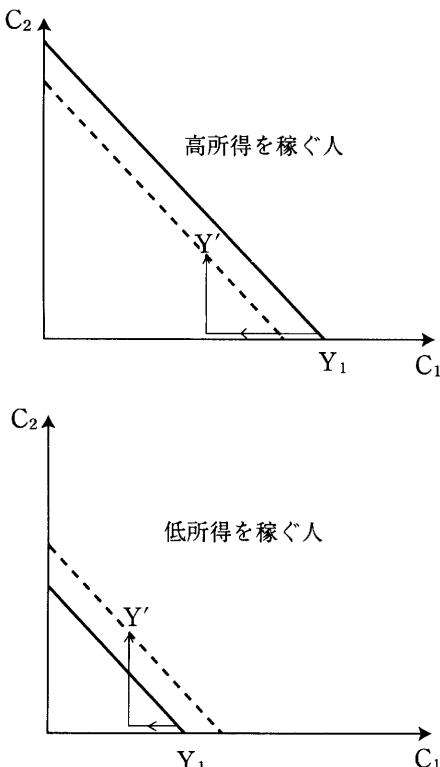
第二の論点は、ベーム-パヴェルクやピグーのような名前と共に連想されるような、まさに古典的なものである。彼らは、個々人は余りにも高い主観的な割引率で将来の効用を割り引いてしまうので、彼ら自身の将来の効用を低く見積もりがちであると主張した。将来の効用を割り引くことは、のちにもっと貯蓄をしておけば良かったと後悔す

る程の低い貯蓄率をもたらすであろう⁵⁾。それに対して、公的年金は人々が自発的に貯蓄する額よりも多くの貯蓄を強制的に行わせることを意味している。年金制度の発展において、このような議論が歴史的重要性をもつことには、ほとんど疑問はない。図2における分析は将来消費の増加に関する年金の有効性についてくらかの疑惑を投げ掛けるにも関わらず、資本市場の運営に関する代替的な仮定がおかれるならば、より積極的な見解が導出されるかもしれない。さらに、先の議論は、失業や身体障害等の事象に対して人々が抱く主観的な確率を、政府は必ずしも認容しないことを示唆している。仮に、人々がこのような事象に対して余りにも楽観的な見通しに陥るのなら、より良い補償範囲を持つ保険を人々に強制するような例をつくることが可能となるであろう。ランドホルム(1998)を参照せよ。

第3点目は、取り引き費用に関するものである。我々研究者の間での形式的な理論においては、貯金や保険のポートフォリオを積み立てることに費用はかかるない。しかし、消費に関する望ましい通時的プロファイルと満足できる危険補償範囲とをもたらすような貯蓄ポートフォリオをつくることが、困難な課題であることを我々は皆知っている。信頼できる専門家の忠告によって少しほは容易になるかもしれないが、これは無料では済まない。そしてまた、ポートフォリオによる利益は、ちょうど労働所得がそうであるように、個人自らの努力や能力にかかっている。従って、強制的な貯蓄や保険は、規模の経済を利用してこのような取り引き費用を切り詰める一つの試みとしてみなされ得る。この場合にも個人間再分配の要素がある。なぜならば、まさに累進課税制度が個人の生産性により依存しないかたちで可処分所得を決めるように、強制的な貯蓄や保険は個人の能力や所得により依存しないかたちで利益を配分するからである。

4 個人間再分配

これまで我々は主に、貯蓄や保険といった個人内再分配に関する決定に政府が介入することを主



高所得者層は $Y_1 - Y'$ を再分配額として拠出するため、予算制約線が直線から点線へ低下する。一方、 $Y'_1 - Y$ 分の再分配額を受け取る低所得者層は、その分だけ予算制約線が点線へと上方にシフトする。このように個人間再分配が行われている。

図3 再分配的年金計画

要に問題としてきた。このような観点からは、福祉国家政策の目的は、時間や危険に対する市場機能をより効率的に働かせることにあるといえる。さらに、福祉国家とは効率的な観点から市場制度を改良する試みに他ならないとみなされる。

しかし、これが話の全てではないことは明らかである。福祉国家は社会保障制度や税制を通じて、かなりの額の個人間再分配にも関与している。その例として、より現実的な年金制度の状況が図3に示されている。ここでは、高所得者は期待よりも少ない利益しか受けておらず、低所得者は見込み以上の利益を得ている。それ故に、社会保障制度を通じて高所得者から低所得者への再分配が成立し、累進課税制度によって達成される以上の効

果がもたらされる。

個人内再分配への公的介入に関する我々の説明においては、公共政策を正当化する根拠は、不完全市場に関する仮定および人々の選好に関する仮定（危険回避的性向）とに基づくものであった。たとえギャンブル的様相がいくらかはみられるとしても、実際の行動においても、危険回避的性向が立証されているので、効果的に危険を分散させるような政策は人々の選好を満足させるという解釈は可能であろう。ところが、個人間再分配に関してはそのような顕示的選好理論に訴えることはたして可能であるか明らかではない。我々が実際に観察することのできる自発的な所得移転の存在は決して重要でないわけではない。だが、もし國家の責任に基づく移転がまったく成されないとしたら、はたして自発的な移転額がいくらになるかを知ることはできない。福祉国家が行う移転は、私的な慈善事業を閉め出す作用をしてしまうのだろうか。

いま、個人が他者に所得移転することを選好するようなモデルを考えてみよう。個人Aは、本人の効用が彼自身の消費と個人Bの消費とに依存するという意味で、利他的であると仮定される。さらに、個人Aは裕福であるのに対し、個人Bは貧しく、個人Aは自分の収入を幾らか個人Bに与えようとしていると仮定する。ここで国家は、個人Aに課税することによって個人Bの収入を増加させるような政策を決定するとしよう。もし個人Aが支払う税額と個人Bが受け取る移転額とが一致するならば、このモデルは、個人Aは支払う税額とちょうど同じ分だけ自発的な寄付額を減らすことを示唆する。この場合、福祉国家は私的な慈善事業を完全に閉め出しており、実際には何の追加的な再分配もなされることになる⁶⁾。

ここで我々は難問に直面する。このような分析がまさに現実のものと近似の結果を生み出すのだとしたら、公的再分配は何のために存在するのだろうか。この難問は、一人の個人Aの観点から問題を見るというモデルを修正することによって解かれるかもしれない。そこで、まず一人の個人Aに対して数多くの個人Bが存在することを仮

定しよう。即ち、多くの貧しい受領者たちに直面しているただ一人の富める寄付者を想定しよう。この場合に、個人 A の寄付額が個人 B たちの間で均等に分配されるとしたら、ただ一人の個人 B に寄付するケースとほとんど相違がない。そこで次には、個人 A が自分と同じ立場の人間が複数存在すると認識しているという仮定を追加しよう。このとき、問題は公共財的性質を帯びてくる。すなわち、複数の個人 A がきわめて少額の寄付金を要請されている場合と同様のインセンティブ問題が発生すると考えられる⁷⁾。このような問題に関しては、富める人々が貧しい人々の厚生の改善をめざして共同で寄付を行うという、ある種の社会契約によって克服できるであろう。このような契約はまさに福祉国家をつくることに他ならないという解釈が可能である。

再分配政策に対するいま一つの正当化は、ヴィックレイ (1945) やハーサニー (1955)，そしてロールズ (1971) の論文によって頗らかにされたように、危険回避の理論を通して所得平等化への願望を引き出すことにある。ヴィックレイとハーサニーの基本的考え方は以下の通りである。あなたがナンバーランクに参加して、くじを選ぶように求められたと想定しよう。各くじは、あなたが特別な国の誰かになれる機会を平等に与えるものとする。あなたはどのようにして各くじの効用を測るだろうか。フォン・ノイマン-モルゲンシュタインの期待効用理論の公理に答えを求めるとき、あなたにとっての各くじの価値は、くじに対する期待効用によって与えられる。ところで、誰かになる確率は全ての人に取って等しいので効用の総計、つまり功利主義的社会厚生関数によって与えられる。このとき、あなたが危険回避的であるならば、所得水準が等しい 2 つのくじ/国に対して、所得分配の不平等度合いがより低いくじ/国を選ぶだろう。換言すれば、危険回避は不平等の回避を意味する。ロールズの主張もこれに類似している。もっとも、ロールズの危険回避に関する見解は、各社会で最も不遇な人の福祉に関する厚生基準を導出しているが。

一般的には、次のように述べられる。自分自身

の立場に関する無知のヴェールのもとで社会を評価するとしたら、危険回避は不平等の回避を意味するであろう。ところで、概して人は、社会における自分の立場を実は承知しているので、このような考え方を直接適用することは困難である。恐らく、自分の子や孫そしてその後の世代、そのうちのある者は未だ生まれておらず、彼らの選好や能力について知ることはできないが、それでもその子孫たちのことを案ずるような観点から社会を考えることによって、ロールズ流の《原初状態》に近づくことができるであろう。このような観点に立脚するならば、より幸運な人々からより不運な人々への何らかの再分配制度を持つような社会を望ましいとする想定も無理ではないであろう。

さて、以上のように平等への社会的選好を確証できたとしても、どこまで平等化を進めることはたして、合理的なのだろうか。この問い合わせに関する一般的な回答は以下の通りである。第一に、それは平等に対する社会的選好を正確に定式化する(社会厚生関数)ことに依存して、第二に、それは再分配可能な政策的手段の内容に依存して決定されなければならない。いま、政策目標は功利主義的な効用総計の最大化として表されると仮定しよう。更に、政府は一括移転、すなわちいかなる相対的価格にも影響を及ぼさないような税や補助金を通して所得の再分配を行うものと仮定しよう。さらに、功利主義者に即して所得の限界効用が遞減するものと想定しよう。この想定は 1 ドルの追加的収入は、裕福な人よりも貧しい人にとって価値が高いことを意味している。このとき、最適な再分配の額は所得の限界効用が全ての人々の間で均等化するという条件によって得られる。

このことを簡単なモデルで確かめてみよう。いま、2 つの同質的な集団が存在するものとする。一つの集団は労働者から成り、もう一つは身体の不自由な人々から成る。ここで、労働者に対する一括税によって資金が調達されるような障害者保険を考えよう。ただし、 m は所得の限界効用、上付きの 1 と 2 は、それぞれ労働者と障害のある人とを表すものとする。このとき、最適な再分配条件は以下のように示される。

$$m^1 = m^2 \quad (1)$$

この式は必ずしも等しい所得額を示している訳ではないことに注意せよ。必要性や選好の違いから、所得と効用との関数関係は労働者と障害者では異なるからである。だが完全な平等の成立は、有用な参考ケースとなるだろう。

このケースでは、平等性と効率性との間にトレードオフが発生していない点に着目せよ。これは、市場システムが資源の効率的な利用をもたらすとしたら、税や移転によって所得が再分配された後にも効率的になることを示している。大切なことは、いかなる価格も歪みを受けないので、税制度は効率性の損失を一切生み出さないという点にある。もちろん、このことは何も変化しないことを意味しない。所得の再分配は、競争均衡を新たな均衡に移行させる。ただし、移行後の均衡もまた効率的なのである。

ところで、一括税というものは、実生活上の政策的手段を表すには現実的ではない。その理由の一つは、マーリース(1971)が強調していたように、最適な方式で課税を実行するうえで必要な情報を政府が得られない点にある⁸⁾。そこで次には、課税は所得税の形態を取ると仮定することによって、分析をより現実的なものに進めたい。ところで、一括税とは異なり、所得税には所得効果と代替効果が存在する。すなわち、所得税は、一括税と同様に可処分所得を減少させるのみならず、余暇や家事労働と市場労働との相対価格を歪めるものである。このように、労働の限界生産性と余暇に対する主観的評価との間に税の楔が介在することによって、代替効果が発生し、それが資源の効率性に関する損失をもたらすことになる。ところで、資源の効率性に対するこのような損失は再分配の限界費用とみなされる。このような費用が存在するために、所得税の場合は、一括税の場合に比べて、再分配の程度をより軽減する方が合理的な結果をもたらすのである。

ところで、効率性の限界費用は、限界的な税の楔と労働供給の減少との積として表現できるので、最適再分配の条件は以下のようになる。

$$m^1 = m^2(1 - \theta e) \quad (2)$$

ここで、 θ は税の楔⁹⁾である。 e は課税後の賃金に関する補償された労働供給弾力性であり、正の値を取る。この式から、再分配は所得の限界効用が均等化する手前でストップするという結果が得られる。すなわち、再分配の程度は労働供給の弾力性の大きさによって制限されるのである。もしも両者の間で所得に対する限界効用が等しいならば、最適点は $m^1 < m^2$ で得られるだろう。この場合、個人1(労働者)は個人2(障害者)よりも高い所得を得る。また、(2)式より労働供給の弾力性が大きくなればなるほど、再分配の最適度合いが小さくなることが理解される。仮に、補償された労働供給弾力性が0であるならば、所得税は所得効果のみをもつことになるので、一括税と所得税の再分配の最適度合いは等しいものとなる¹⁰⁾。

再分配の限界費用は、公的基金の限界費用として広く解釈される。また、再分配の限界費用は政府の再分配政策にとってだけ重要であるのではなく、通信手段の社会的生産基盤や国家安全などの公共財や、保育や高等教育など私的財の公的供給にとってもまた重要である。

私はここでは、個人所得税とそれに対する労働供給の反応から引き起こされる財政的な効率性の損失および再分配がもたらす費用について述べてきたが、論点はもっと一般的なものである。全ての主要なタイプの税は、環境に対して有害な財への課税を除けば、価格の歪み、あるいは効率性の損失を含んでいる。まさに課税による効率性損失が再分配の程度を制限するように、それらは公共財の効率的な供給を制限する。しかしながら、課税による効率性の損失とは、あくまでその再分配的な機能からもたらされるものである点に留意すべきである。限界税率は社会的費用を伴うものであるけれども、それはまた所得のより公平な分配という正の利得をもたらす。したがって課税による効率性の損失とより公平な分配から得られる正の利得という2つの側面が、公的部門の最適規模を算定する際には共に考慮されなくてはならない¹¹⁾。

5 結 論

この短い論文の中で、私は、第一に、福祉国家が実際に再分配をどの程度達成しているかは自明の問題ではないことを論じた。なぜならば、それは、仮に国家が再分配に取り組んでいないとしたらという観察不可能な状況との比較を必要とするからである。また、公的再分配計画の多くが、私的市場を通じて達成される個人内再分配、すなわち個人の生涯における異なる期間や状態の分配を行うものである点を指摘した。そして、個人内再分配に関しても国家が個人に代わって所得平準化を実行すべきだという議論のあることを示した。最後に私は、個人間再分配の程度は、税の歪みから生ずる効率性の損失によって制限されるはずであること、その点を考慮して費用と便益に関する合理的な算定を行う必要のあることを論じた。

私が触れなかった問題点も幾つかあるので、少々言及しておこう。まず、アーサー・リンドベック (1995) が近年指摘しているように、経済分析は伝統的に、選好それ自身への影響を介さずに人々のインセンティブが変化することを仮定してきた。だが、長期的には経済制度は社会構成員の選好それ自体に影響を与えるであろう。例えば、労働インセンティブを弱めるような政策、つまり怠惰への社会的制裁を緩めるような政策は、時間の経過と共に、不就労への選好を強めるかもしれない。反対に、経済的社会的な階層化の程度の低い社会は社会的葛藤を減らす傾向にあり、その結果人々は生産的な選好を強めるかもしれない。選好は経済制度から独立しているという仮定は、明らかに強すぎるものであり、より一般的なモデルを構築するための更なる研究が必要とされるであろう。

私はまた、政治経済学的な考察によって示唆される問題について何ら言及してこなかった。社会における個人は、経済制度に対して単に受け身的に順応するものではない。彼らは、政治主体として自身の利益のために制度を改革しようと試みることもある。個人の可処分所得が、かなりの程度まで政策によって決定されるような社会では、個人の大いなる努力が再分配ゲームの規則を変化さ

せることに向けられるであろう。このような努力は生産的な労働の観点からは代替的な費用をもたらすものであるから、本来、再分配的な社会を運営する上での追加的費用の一つとして明示的に考慮されなくてはならない。

この論文を通して、私は福祉国家の問題点について主に規範的アプローチをとってきたが、実証的アプローチのために述べることも多く存在する。その場合は、最適な政策を指摘することよりも、実際に選択されている政策を説明することが目的とされるであろう。ところで福祉国家の発展に関する実証的研究は、所与の制度のもとでの政策の選択と制度論的枠組みそれ自体の選択という2つの問題を課題としなければならない。さらに、実証的分析が規範的分析と実り豊かに結合されるためには、所与の制度が結果に対してどの位影響を及ぼすかという問題、あるいは、もたらされた結果が規範的経済理論の提示する最適条件とどの程度一致するかという問題を研究する必要があるだろう。

注

- 1) この論文の最初の版について論評してくださいましたマツ・パーソンに謝意を表す。
- 2) このようなシナリオの現実性を判断する際には、再分配のための税収を必要としないので、労働者層ははるかに高い可処分所得を持つ点に留意しなければならない。
- 3) 私は自然状態の概念を、アロー (1953) やドブリュー (1959) らの一般均衡理論の論文でよく知られた意味で用いている。例証するために、ある将来期における私の生活水準が、私が働くか否かに決定的に依存するものと仮定しよう。また、「健康」と「障害」とを2つの自然状態として定義する。将来のための最適な貯蓄額は、どちらの状態が実際に発生するかに依存する。このような状況下では、私にとっての合理的な行動は現在の貯蓄の幾ばくかを、「障害」の発生に依存して保障が決まるような政策、例えば疾病保険政策へと向けることであろう。
- 4) マツ・パーソン (1998) は、スウェーデン人の労働人口全体において、年金額のおよそ75%は税金、残り25%は保険のプレミアムとみなされると算出している。しかしながら、これらの数字は必ずしも年金制度の再分配効果を反映するものではない。なぜならば、そ

- れらは年金費用の限界効果に基づく数字であるからだ。年金制度における個人内再分配、個人間再分配の間のバランスを査定するためには、総利益と総寄与の現在価値における差こそを研究しなければならない。
- 5) 個人の選好は不变的でないので、社会的観点から見て貯蓄率が低すぎるか否かは、全く複雑な問題となる。現在の形の議論は、ストロツ (1955-56) による論文から始まっており、ストロツは時間的矛盾 (time inconsistency) の問題を提起した。 t 期において将来の消費プロファイルを計画するある合理的な個人は、——彼の異時点間の選好が非常に特別でない限り—— $t+1$ 期では、その計画を反故にしたいと思うであろう。個人はこの点を認識しているので、例えば強制的な年金計画のような形で自身に対して事前に言質を与えることを望むかもしれない。ストロツの分析は、異時点間の資源配分に対する消費者主権の原理に関する疑問を呈するに至った。マランボーの関連概念《アレーの最適性》(1972, ch. 10) も参照せよ。
- 6) このタイプのモデルには、自発的寄付についての観察可能な事実を充分に説明できるかどうかという疑問がある。このモデルへの反論や議論については、たとえばサグデン (1982) やアンドレオーニ (1990) を参照せよ。両者は、提供者が自分の寄付行動から効用を得ているという仮定によって現実の利益が説明できるかもしれないと指摘している。
- 7) これは、センの《孤立性のパラドックス》の見解である。例えば、セン (1967) を参照せよ。
- 8) マーリース (1971) は、この分野では極めて重要である。情報の問題についての明示的な言及が後にマーリースや他の研究者によってなされた。数十年早く、最適所得税の問題はヴィックレイ (1945) によって非常に明瞭に述べられており、幾つかの論点では当時の最先端を行っていた。マーリースやヴィックレイの論文に関する略式的な議論については、サンドモ (1999) を参照せよ。
- 9) 税の楔とは、消費者の所得と生産者の賃金との割合である。仮に t が限界税率であるとするとき、両者は、 $\theta = t/(1-t)$ の等式によって関連付けられる。
- 10) この分析の詳細は、サンドモ (1991) に記されている。税率に関して (2) 式を解くと、有名な逆弾力性の法則の特別なケースである最適課税式を得る。逆弾力性の法則によって、価格弾力性がより低い場合は税率はより高くなる。また、その式が意味を成すためには、 $(1-\theta e) > 0$ でなければならないことに注意せよ。

よ。

- 11) 私はこの件について、サンドモ (1998) の中でより詳しい議論を行っている。

参考文献

- Akerlof, George (1970) "The market for lemons : Quality Uncertainty and the Market Mechanism", *Quarterly Journal of Economics* 84, 488-500.
- Andreoni, James (1990) "Impure Altruism and Donations to Public Goods : A theory of warm-glow giving", *Economic Journal* 100, 464-477.
- Arrow, Kenneth J. (1953) "Le rôle des valeurs boursières pour la répartition meilleures des risques", *Econometrie*, CNRS, Paris. Translated as "The Role of Securities in the Optimal Allocation of Risk-bearing", *Review of Economics Studies* 31, 1964, 91-96.
- Atkinson, Anthony B. (1991) "Social Insurance", *The Geneva Papers on Risk and Insurance Theory* 16, 2, 113-31.
- Barr, Nicholas (1987) *The Economics of the Welfare State*, London : Weidenfeld and Nicolson.
- Debreu, Gérard (1995) *Theory of Value*, New York : Wiley.
- Fritzell, Johan (1991) *Icke av marknaden alleena : Inkomstfördelningen i Sverige*, Stockholm : Swedish Institute for Social Research, Stockholm University.
- Harsanyi, John C. (1955) "Cardinal Welfare, Individualistic Ethics, and Interpersonal Comparisons of utility", *Journal of Political Economy* 63, 309-321.
- Lindbeck, Assar (1983) "Interpreting Income Distributions in a Welfare State : The Case of Sweden", *European Economic Review* 21, 227-256.
- (1995) "Welfare State Disincentives with Endogenous Habits and Norms", *Scandinavian Journal of Economics* 97, 477-494.
- Lundholm, Michael (1998) "Ex-post Efficient Social Insurance", unpublished paper, Department of Economics, Stockholm University.
- Malinvaud, Edmond (1972) *Lectures on Microeconomic Theory*, Amsterdam : North-Holland.
- Mirrlees, James A. (1971) "An Exploration in the Theory of Optimum Income Taxation", *Review of Economic Studies* 38, 175-208.
- Okun Arthur (1975) *Equality and Efficiency : The Big Tradeoff*, Washington, D. C. : The Brookings Institution.

- Persson Mats (1998) "Reforming Social Security in Sweden" in H. Siebert (ed.), *Redesigning Social Security*, Tübingen : Mohr Siebeck.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass. : Harvard University Press.
- Sandmo, Agnar (1991) "Economists and the Welfare State", *European Economic Review* 35, 213-239.
- Sandmo, Agnar (1998) "Redistribution and the Marginal Cost of Public Funds", *Journal of Public Economics* 70 (forthcoming).
- Sandmo, Agnar (1999) "Asymmetric Information and Public Economics: The Mirrlees-Vickrey Nobel Prize", *Journal of Economic Perspectives* 13 (forthcoming).
- Sen, Amartya K. (1967) "Isolation, Assurance and the Social Rate of Discount", *Quarterly Journal of Economics* 81, 112-124.
- Strotz, Robert H. (1955-56) "Myopia and Inconsistency in Dynamic Utility Maximization", *Review of Economic Studies* 23, 165-180.
- Sugden, Robert (1982) "On the Economics of Philanthropy", *Economic Journal* 92, 341-350.
- Varian, Hal R. (1980) "Redistributive Taxation as Social Insurance", *Journal of Public Economics* 14, 49-68.
- Vickrey, William S. (1945) "Measuring Marginal Utility by Reactions to Risk", *Econometrica* 13, 319-333.

~~~~~

## 【報 告 3】

### 厚生経済学と福祉国家\*

一橋大学経済研究所教授 鈴村興太郎\*\*  
(後藤玲子訳)

経済学者がやり遂げようとして努力している複雑な分析は、単なる鍛錬ではない。それは人間生活の改良の道具である。われわれを取りまく悲惨と汚穢、一部富裕家族の有害な贅沢、多数の貧困家族を蔽う恐るべき不安——これらのものは無視するには余りにも明白な害毒である。われわれの学問が求める知識によってこれを制御することは可能である。暗黒から光明を！ この光明を探し求めるこそこそは、「政治経済学という陰惨科学」がこの学問の訓練に直面する人々に向かって提供する仕事であり、この光明を発見することはおそらくはその褒賞であろう。

——アーサー・セシル・ピグー\*\*\*

## 1 序

現代福祉国家の課題および倫理的基盤に関する共通理解を探究するという観点から、福祉国家の観念を再検討すべき時が来ている。また、人間の福祉の向上一般に対して、とりわけ福祉国家システムの設計と遂行に対して積極的に貢献しうるよう学問を刷新する観点から、厚生経済学を再び方向づける機が熟している。そのような作業が急務であることは、次の2つの理由から明白である。

第一に、1970年、社会的選択理論に関するマルティア・センの画期的な体系書が出版され、続いて、1971年、道徳哲学に関するジョン・ロールズの記念碑的な大著が出版されて以来、福祉

の概念は個々人の効用の功利主義的総計という狭い鳥かごから解き放たれ、自由、機会そして手続き的正義などに関する基本的考察を可能とするような概念へと、実質的な展開を遂げた。福祉国家というシステムが国民の福祉の向上に深く関与すべきものであるならば、福祉概念のこのような展開は、福祉国家の観念と課題とに正しく反映されるべきであろう。

第二に、福祉国家の観念は、私的領域と公的領域との間にいかに境界線を引くかに応じて異なるものとなりうる。私的領域とは、私人としての個人が自分自身のイニシアティブで自分自身のリスクを引き受けつつ、自分自身の行為を選ぶ権利を